

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項



ボヤージュに
お申込みのお客様

P.01～27

傷害特約

身近なケガの保障

ボヤージュに加入後、
傷害特約を付加
(ケガ保障付きコースに
変更)されるお客様

P.28～38

この書面や「約款」には、ご契約に関する
大切な事項を記載しています。
お申込み前に必ずお読みいただき、
内容をご確認のうえお申込みください。

お申込みに関するお問い合わせは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2025年3月現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とはアフラック少額短期保険株式会社のことをいいます。

〈引受少額短期保険業者〉



〒182-8006

東京都調布市小島町2丁目33番地2 アフラックスクエア

URL <https://www.aflac-asi.co.jp/>

アフラック少額短期保険株式会社は代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱っている場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

もくじ

契約概要

P.02~14

01	「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ポヤージュ」の特長	02
02	契約内容(しくみ、保険期間、保険料払込期間など)	02
03	給付金などのお支払い	05
04	契約者配当金・解約払戻金・払戻金	10
05	保険料および保険料の払込方法	10
06	保険料払込経路(契約日など)	11
07	お引受けの条件	11
08	契約の更新・継続	12
09	保障プラン・コース変更の手続き	14

注意喚起情報

P.15~25

01	少額短期保険業者の業務内容	15
02	保険募集の委託・再委託	16
03	反社会的勢力に該当する場合	17
04	お申込みの撤回または解除	18
05	告知義務	19
06	保障の開始	20
07	お支払いできない場合	21
08	給付金などのご請求	22
09	ご契約の無効および失効	23
10	保険料・給付金額の変更等	23
11	税法上の取扱い	23
12	新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	24
13	少額短期保険業者の業務または財産の状況が変化した場合	24
14	支払時情報交換制度	25
15	相談・照会・苦情の窓口	25

その他重要事項

P.26~27

01	個人情報の取扱い (契約者および被保険者の皆様へ)	26
02	医療費助成制度	26
03	「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い	26
04	「小児慢性特定疾病」について	27

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

約 款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**約款**」をご確認ください。

01 「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」の特長

妊娠中の女性(母親)とその子どものための保険です。母子保障プランと子ども保障プランの2つのプランがあり、ニーズに応じて複数のコースからお選びいただけます。

● 母子保障プランについて

母親については、妊娠・分娩に伴う病気および出産後の後遺症を保障し、子どもについては、治療が長期にわたるがんや小児慢性特定疾病などを保障します。2年目以降は、ケガの保障を追加することもできます。

※母子保障プランは妊娠中の女性(母親)がお申込みいただけます。なお、ご契約に際しては、妊娠週数の制限はありません。

● 子ども保障プランについて

子どもについて、治療が長期にわたるがんや小児慢性特定疾病などを保障します(ケガ保障コースを除く)。また、ケガの保障に備えるコースを選択することもできます。

02 契約内容(しくみ、保険期間、保険料払込期間など)

■ 被保険者について

・「被保険者」とは

保険契約の保障の対象となる人のことをいいます。本冊子では、「**第一被保険者**」「**第二被保険者**」の総称として「被保険者」と表示します。

・「第一被保険者」とは

【母子保障プランの場合】

保険期間中に母親である「**第二被保険者**」が出産した子ども(出生した子どもが複数である場合は、戸籍上先順位に記載された1人に限ります)が「**第一被保険者**」となります。

ただし、申込みおよび告知がともに完了した日の翌日から、その日を含めて1か月以内に出生した子どもは、「**第一被保険者**」となることはできません(保険契約の対象となりません)。

⊕ 補足

第一被保険者(子ども)の出生後、すみやかに必要書類を当社に提出し、第一被保険者として指定していただく必要があります。

【子ども保障プランの場合】

保険契約の締結の際に、契約者が指定した子どもが「**第一被保険者**」となります。

・「第二被保険者」とは

妊娠中に母子保障プランに加入した女性(母親)を「**第二被保険者**」といいます。

次ページへ続く▶

■ 契約者について

母子保障プラン、子ども保障プランともに、契約者は第一被保険者(子ども)の親権者(父親、または母親=第二被保険者)に限ります。

「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」のしくみ

この保険(正式名称:特別医療保障保険)は、「普通保険約款」と「特約条項」によって構成されます。

普通保険約款では、ご契約に共通して適用される基本的な事項を規定しており、給付金などをお支払いする場合などについては各特約条項に規定しています。そのため、この保険における給付金などは、付加した特約によりお支払いします。

契約年齢	母子保障プラン	第二被保険者(母親)	満18歳~満45歳
	子ども保障プラン	第一被保険者(子ども)	0歳~満5歳

契約内容(しくみ、保険期間、保険料払込期間など)は、以下のとおりです。

【母子保障プラン】

- プランに含まれる特約 (特別医療保障保険に付加する特約)
- 付加可能な特約

販売名称/ 正式名称	給付金名称	1年目(*1)			2年目(*2)		3年目 以降	保険期間・ 保険料 払込期間
		母・入院 保障 充実コース	母・入院 給付金 増額コース	基本 コース	母・入院 給付金 増額コース	基本 コース	シンプル コース	
妊娠・出産後 母子保障特約	第二被保険者(母親)の保障 妊娠・出産後特定疾病入院給付金 妊娠・出産後特定疾病入院一時金							1年(*5)
	第一被保険者(子ども)の保障 がん診断給付金 がん入院給付金 がん通院給付金 小児慢性特定疾患児治療一時金 小児慢性特定疾患児疾病入院一時金	● (*3)	● (*3)	● (*3)	—	—	—	
妊娠・出産後 後遺症保障特約	第二被保険者(母親)の保障 特定入院給付金	—	—	—	● (*4)	● (*4)	—	
がん診断給付金 特約Ⅱ型	第一被保険者(子ども)の保障 がん診断給付金	—	—	—	●	●	●	
がん・小児慢性 特定疾患児 保障特約	第一被保険者(子ども)の保障 がん入院給付金 がん通院給付金 小児慢性特定疾患児治療一時金 小児慢性特定疾患児疾病入院一時金	—	—	—	●	●	●	
傷害特約(*6)	第一被保険者(子ども)の保障 特定損傷給付金 災害通院給付金	—	—	—	○	○	○	

第二被保険者(母親)の保障は2年目まで、
第一被保険者(子ども)の保障は満19歳まで更新・継続可能

自動更新

継続

(*1) 2年目は、「母・入院保障充実コース」および「母・入院給付金増額コース」は「母・入院給付金増額コース」、「基本コース」は「基本コース」へ自動更新となります。

(*2) 3年目以降は、「母・入院給付金増額コース」および「基本コース」は、「妊娠・出産後後遺症保障特約」の保障がない「シンプルコース」へ自動更新となります(第二被保険者(母親)の保障は2年目で終了します)。

(*3) コースにより第二被保険者(母親)の保障の給付金額が異なります。詳しくは「パンフレット」「申込画面」をご確認ください。

(*4) コースにより給付金額が異なります。詳しくは「パンフレット」「申込画面」をご確認ください。

(*5) 「妊娠・出産後特定疾病入院給付金」「妊娠・出産後特定疾病入院一時金」の保障開始まで、1か月の **待ち期間** (保障されない期間) があります。

(*6) 2年目以降の更新時に、ご希望により付加(ケガ保障付きコースに変更)の申込みをすることができます。

▶▶ **待ち期間** について、詳しくは **注意喚起情報 P.20~21** をご確認ください。

▶▶ **自動更新 継続** について、詳しくは **08 契約の更新・継続 P.12~13** をご確認ください。

【子ども保障プラン】

● プランに含まれる特約(特別医療保障保険に付加する特約)

販売名称／正式名称	給付金名称	充実コース	シンプルコース	ケガ保障コース	保険期間・保険料払込期間
がん診断給付金特約Ⅱ型	第一被保険者(子ども)の保障 がん診断給付金	●	●	—	1年(*)
がん・小児慢性特定疾患児保障特約	第一被保険者(子ども)の保障 がん入院給付金 がん通院給付金 小児慢性特定疾患児治療一時金 小児慢性特定疾患児疾病入院一時金	●	●	—	
傷害特約	第一被保険者(子ども)の保障 特定損傷給付金 災害通院給付金	●	—	●	

自動更新
満19歳まで更新・継続可能
継続

(*)「がん診断給付金」「がん入院給付金」「がん通院給付金」のがん(悪性新生物)および上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

▶▶ 待ち期間 について、詳しくは [注意喚起情報 P.20~21](#) をご確認ください。

▶▶ 自動更新 継続 について、詳しくは [08 契約の更新・継続 P.12~13](#) をご確認ください。



- 特約の中途付加はできません(傷害特約を除く)。
- 特約のみを解約・減額することはできません。
- 被保険者が、すでに当社の保険に加入している場合はお申込みいただけません。
第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)それぞれ1証券のみご契約いただけます。

■「第一被保険者が支払事由に該当し得なくなった場合の特則」について

母子保障プランの「妊娠・出産後母子保障特約」においては、以下①②③のいずれかに該当した場合、契約者からのお申し出により本特則が適用され、第二被保険者(母親)のみの保障となります。

- ① 申込み時点において第二被保険者(母親)の胎児であった者が、流産または死産により出生しなかったとき
- ② 第一被保険者(子ども)が、この特約の保険期間中に死亡したとき
- ③ 申込み時点において第二被保険者(母親)の胎児であった者が、申込みおよび告知がともに完了した日の翌日からその日を含めて1か月以内に出生したとき

また、本特則が適用された場合の取扱いは以下のとおりです。

- ①②の事象が発生した日の翌日以後は、第二被保険者(母親)のみの保障となり、次の払込期月 [用語](#) から第二被保険者(母親)の保障に対応した保険料に変更となります。
- ③の事象が生じた場合、この特約の申込みおよび告知がともに完了した日にさかのぼって、第二被保険者(母親)のみの保障となり、第二被保険者(母親)の保障に対応した保険料に変更となります。

▶▶ 詳しくは [約款](#) 「妊娠・出産後母子保障特約」をご確認ください。

■「第二被保険者が支払事由に該当し得なくなった場合の特則」について

母子保障プランの「妊娠・出産後母子保障特約」においては、この特約の保険期間中に第二被保険者(母親)が死亡した場合、契約者(契約者が第二被保険者(母親)と同一の場合は、契約者の相続人)からのお申し出により本特則が適用されます。本特則が適用された場合は、第二被保険者(母親)が死亡した日の翌日以後、第一被保険者(子ども)のみの保障となり、次の払込期月 [用語](#) から第一被保険者(子ども)の保障に対応した保険料に変更となります。

▶▶ 詳しくは [約款](#) 「妊娠・出産後母子保障特約」をご確認ください。

次ページへ続く▶

[用語](#)

● 「払込期月」とは

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいい、月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

▶▶詳しくは [約款](#) 「指定代理請求特約」をご確認ください。

■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、お申込み完了後にご案内する「マイページ」にて、ご契約の内容を表示します。

03 給付金などのお支払い

具体的な支払額については「パンフレット」「申込画面」などをご確認ください。

支払事由などについて、詳しくは [約款](#) をご確認ください。



- 保険期間(1年)の通算支払限度額は、第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)それぞれ80万円です。通算支払限度額に達した場合、その保険期間中の超過分はお支払いできません。

なお、第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)に対する給付金などの支払額が、いずれも保険期間(1年)の通算支払限度額に達した場合、次の払込期月から保険期間満了日までの間の保険料はお払込みいただく必要はありません。

- 保険契約が更新・継続された場合には、保険期間(1年)の通算支払限度額が復元されます。
- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新・継続時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 給付金などの支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金などを削減して支払うことがあります。

▶▶詳しくは [約款](#) をご確認ください。

●支払事由で使用している用語は以下のとおりです。

用語	説明
妊娠・出産時特定疾病	約款に定める妊娠・分娩に伴う病気を妊娠・出産時特定疾病といたします。 【妊娠・出産時特定疾病の例】 切迫早産、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病、子宮頸管無力症、帝王切開 など ▶▶妊娠・出産時特定疾病について、詳しくは 約款 をご確認ください。
小児慢性特定疾病	厚生労働大臣が定めた子どもの慢性疾患のことを小児慢性特定疾病といたします。 【小児慢性特定疾病の例】(2024年12月現在) 慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常 など ▶▶小児慢性特定疾病について、詳しくは その他重要事項 P.27 のほか、 約款 をご確認ください。
出産後特定後遺症	約款に定める出産後の後遺症を出産後特定後遺症といたします。 【出産後特定後遺症の例】 産後うつ病、胎盤遺残(胎盤残留) など ▶▶出産後特定後遺症について、詳しくは 約款 をご確認ください。

▶▶ 支払事由の詳細／制限の例などについては、保障内容に関する注意事項 P.08～09 をご確認ください。

特約名称	対象となる被保険者	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
妊娠・出産後 母子保障 特約	第二被保険者 (母親)	妊娠・出産後 特定疾病入院 給付金	妊娠・出産時特定疾病の治療を 目的として、継続して10日以上 の入院をしたとき	入院1日目から、1日につき 妊娠・出産後特定疾病 入院給付金額	1回の入院  につき最高60日 ※通算支払日数に制限はありません。
		妊娠・出産後 特定疾病入院 一時金	妊娠・出産時特定疾病の治療を 目的として、入院をしたとき	1回につき 妊娠・出産後特定疾病 入院一時金額	1回の入院  につき1回 ※通算支払回数に制限はありません。
	第一被保険者 (子ども)	がん診断 給付金	「がん」の場合 初めて「がん」と診断確定された とき	がん診断給付金額	更新後の保険期間を含め、 1回
			「上皮内新生物」の場合 初めて「上皮内新生物」と診断確 定されたとき	がん診断給付金額の10%	更新後の保険期間を含め、 1回
		がん入院 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を 目的として入院をしたとき	1日につき 基準給付金額	支払日数は無制限
		がん通院 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を 目的としてつぎの①②のいずれ かの通院をしたとき(往診を含 む) ①所定の治療(*1)のための 通院 ②通院期間(*2)中の通院	通院1日につき 基準給付金額	①支払日数は無制限 ②通院期間中(365日以内) は支払日数無制限 ※通算支払日数に制限は ありません。
		小児慢性 特定疾患児 治療一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾病医療受給者 証が交付されていること(*3) ②小児慢性特定疾病(がんを除 く)の治療を行っていること	基準給付金額×5	• 1保険期間に1回 • 更新後の保険期間を 含め、通算10回
		小児慢性 特定疾患児 疾病入院 一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾病医療受給者 証が交付されていること(*3) ②小児慢性特定疾病を含むすべ ての病気(がんおよび上皮内新 生物を除く)の治療を目的とし て、継続して10日以上入院 をしたとき	基準給付金額×20	• 1回の入院  につき1回 • 1保険期間に2回 • 更新後の保険期間を 含め、通算5回

(*1) 所定の治療とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

(*2) 通院期間とは、つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間をいいます。

「がん」の 場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とするがん入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内 新生物」 の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とするがん入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

(*3) 小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されていることとは、つぎの①②③のすべてに該当したときをいいます。

- ① 責任開始期以後に初めて小児慢性特定疾病(がんを除く)を発病したこと。
- ② 責任開始期以後に初めて小児慢性特定疾病(がんを除く)の医療費支給に係る申請を行い、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けていること。
- ③ 保険期間中に発行または更新された小児慢性特定疾病医療受給者証を所持していること(がんに関する小児慢性特定疾病医療受給者証は除く)。

▶ 次ページへ続く

 用語

● 「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなします。

妊娠・出産後特定疾病入院給付金 妊娠・出産後特定疾病入院一時金	それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合
小児慢性特定疾患児疾病入院一時金	

▶▶ 支払事由の詳細／制限の例などについては、**保障内容に関する注意事項** **P.08～09**をご確認ください。

特約名称	対象となる被保険者	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
妊娠・出産後後遺症保障特約	第二被保険者(母親)	特定入院給付金	出産後特定後遺症の治療を目的として、継続して5日以上入院をしたとき	入院1日目から、1日につき特定入院給付金額	1回の入院  につき最高60日 ※通算支払日数に制限はありません。
がん診断給付金特約Ⅱ型	第一被保険者(子ども)	がん診断給付金	「がん」の場合 初めて「がん」と診断確定されたとき	がん診断給付金額	更新後の保険期間を含め、1回
		がん診断給付金	「上皮内新生物」の場合 初めて「上皮内新生物」と診断確定されたとき	がん診断給付金額の10%	更新後の保険期間を含め、1回
がん・小児慢性特定疾患児保障特約	第一被保険者(子ども)	がん入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として入院をしたとき	1日につき基準給付金額	支払日数は無制限
		がん通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的としてつぎの①②のいずれかの通院をしたとき(往診を含む) ①所定の治療(*1)のための通院 ②通院期間(*2)中の通院	通院1日につき基準給付金額	①支払日数は無制限 ②通院期間中(365日以内)は支払日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません。
		小児慢性特定疾患児治療一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾患医療受給者証が交付されていること(*3) ②小児慢性特定疾患(がんを除く)の治療を行っていること	基準給付金額×5	<ul style="list-style-type: none"> 1保険期間に1回 更新後の保険期間を含め、通算10回
		小児慢性特定疾患児疾病入院一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾患医療受給者証が交付されていること(*3) ②小児慢性特定疾患を含むすべての病気(がんおよび上皮内新生物を除く)の治療を目的として、継続して10日以上入院をしたとき	基準給付金額×20	<ul style="list-style-type: none"> 1回の入院  につき1回 1保険期間に2回 更新後の保険期間を含め、通算5回
傷害特約	第一被保険者(子ども)	特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	1回につき5万円	<ul style="list-style-type: none"> 同一の事故によるお支払いは1回のみ 継続後の保険期間を含め、通算10回
		災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	1日につき3,000円	<ul style="list-style-type: none"> 同一の事故による通院について30日 継続後の保険期間を含め、通算180日

(*1) 所定の治療とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

(*2) 通院期間とは、つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間をいいます。

「がん」の場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とするがん入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とするがん入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

(*3) 小児慢性特定疾患医療受給者証が交付されていることとは、つぎの①②③のすべてに該当したときをいいます。

- ①責任開始期以後に初めて小児慢性特定疾患(がんを除く)を発病したこと。
- ②責任開始期以後に初めて小児慢性特定疾患(がんを除く)の医療費支給に係る申請を行い、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けていること。
- ③保険期間中に発行または更新された小児慢性特定疾患医療受給者証を所持していること(がんに関する小児慢性特定疾患医療受給者証は除く)。

▶ 次ページへ続く

 用語

● 「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなします。

特定入院給付金 小児慢性特定疾患児疾病入院一時金	それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合
-----------------------------	---

保障内容に関する注意事項 ▶▶詳しくは **約款** をご確認ください。

妊娠・出産後母子保障特約

■妊娠・出産後特定疾病入院給付金

- 妊娠・出産後特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院（原因が異なる入院を含む）した場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日を適用します。
- 保険契約を更新しない場合において、第二被保険者（母親）が妊娠・出産後特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中に保険期間が満了したときは、その満了日を含んで継続している入院を、保険期間中の入院とみなして取扱います。

×支払対象外 正常分娩、治療処置を伴わない検査などのための入院

■妊娠・出産後特定疾病入院一時金

- 妊娠・出産後特定疾病入院一時金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院（原因が異なる入院を含む）した場合は、1回の入院とみなして、妊娠・出産後特定疾病入院一時金は**お支払いしません**。

×支払対象外 正常分娩、治療処置を伴わない検査などのための入院

■がん入院給付金

○支払対象 厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院

×支払対象外 治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院

- 同一の日に入院を2回以上した場合は、がん入院給付金は**重複してお支払いしません**。

■がん通院給付金

① 所定の治療のための通院	○支払対象		治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「①所定の治療のための通院」に該当したとき
	手術	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）のための通院
	放射線治療	○支払対象	<ul style="list-style-type: none"> • 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療のための通院（電磁波温熱療法を含む） • 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
		×支払対象外	血液照射のための通院
	抗がん剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院
		×支払対象外	経口投与による抗がん剤治療のための通院
	ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院
		×支払対象外	経口投与によるホルモン剤治療のための通院
	②通院期間中の通院	○支払対象	抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院

①②両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。

- 同一の日に通院をした場合、または2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をした場合には、がん通院給付金は**重複してお支払いしません**。
- がん入院給付金が支払われる日については、がん通院給付金は**お支払いしません**。
- 薬の受取りのみの場合などについては、がん通院給付金は**お支払いしません**。

■小児慢性特定疾患児治療一時金

×支払対象外 小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間が保険期間外であるとき

■小児慢性特定疾患児疾病入院一時金

- 小児慢性特定疾患児疾病入院一時金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合は、1回の入院とみなして、小児慢性特定疾患児疾病入院一時金は**お支払いしません**。

× 支払対象外

- 小児慢性特定疾患医療受給者証の有効期間が保険期間外であるとき
- 治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院

妊娠・出産後後遺症保障特約

■特定入院給付金

- 特定入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日を適用します。
- この特約の更新前の特約である「妊娠・出産後母子保障特約」の保険期間中に開始した出産後特定後遺症の治療を目的とする入院が、更新後の保険期間まで継続している場合で、更新後の保険期間中に継続して5日以上入院に該当したときは、特定入院給付金を支払います。ただし、この入院に対して「妊娠・出産後母子保障特約」の妊娠・出産後特定疾患入院給付金が支払われる場合を除きます。

× 支払対象外

正常分娩、治療処置を伴わない検査などのための入院

がん診断給付金特約Ⅱ型

■がん診断給付金

- 子ども保障プランの場合、「がん」および「上皮内新生物」の保障開始までには、3か月の**待ち期間**(保障されない期間)があります。**責任開始日より前に**「がん」と診断確定された場合、この特約は無効となります。ただし、母子保障プランの「妊娠・出産後母子保障特約」の更新後特約としてこの特約を適用する場合、新たに3か月の待ち期間はありません。
▶▶ **待ち期間** について、詳しくは **注意喚起情報 P.20~21** をご確認ください。
- 母子保障プランの「妊娠・出産後母子保障特約」の更新後の特約としてこの特約を適用する場合、通算支払限度の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後特約の保険期間は継続されたものとします。

がん・小児慢性特定疾患児保障特約

■がん入院給付金／がん通院給付金／小児慢性特定疾患児治療一時金／小児慢性特定疾患児疾病入院一時金

- P.08~09** に記載している「妊娠・出産後母子保障特約」の同一の給付金の説明をご確認ください。
- 子ども保障プランの場合、「がん」および「上皮内新生物」の保障開始までには、3か月の**待ち期間**(保障されない期間)があります。**責任開始日より前に**「がん」と診断確定された場合、契約者からのお申し出によりこの特約は無効となります。ただし、母子保障プランの「妊娠・出産後母子保障特約」の更新後特約としてこの特約を適用する場合、新たに3か月の待ち期間はありません。
▶▶ **待ち期間** について、詳しくは **注意喚起情報 P.20~21** をご確認ください。
- 母子保障プランの「妊娠・出産後母子保障特約」の更新後の特約としてこの特約を適用する場合、通算支払限度の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後特約の保険期間は継続されたものとします。
- 小児慢性特定疾患児治療一時金または小児慢性特定疾患児疾病入院一時金が通算支払限度に達した後に更新する場合のこの特約の保険料は、これらの一時金が通算支払限度に達していない場合の特約の保険料と同一となります。

傷害特約

■特定損傷給付金

× 支払対象外

軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼

■災害通院給付金

× 支払対象外

- 平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院
- 治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院

- 同一の日に2回以上通院をした場合または2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をした場合には、災害通院給付金は**重複してお支払いしません**。

お支払いの対象となる『「がん」の治療』の範囲について

お支払いの対象となる『「がん」の治療』には、手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療など、「がん」そのものへの直接的な治療だけでなく、「がん」が存在することによって生じた直接の合併症に対する治療や、「がん」の治療によって生じた直接の合併症に対する治療も含まれます。

「がん」が存在することによって生じた直接の合併症の治療の例	悪性脳腫瘍により生じた意識障害や呼吸障害の治療 など
「がん」の治療によって生じた直接の合併症の治療の例	「がん」の開腹手術後に生じた手術跡のふくらみ(腹壁癒痕ヘルニア)の治療 など

ただし、「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいええない症状や障害に対する治療については「がん」の治療には含まれません。

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

がん診断給付金特約Ⅱ型	次のいずれかに該当したとき ①「がん」によるがん診断給付金が支払われた後、同一保険期間中に「上皮内新生物」によるがん診断給付金が支払われたとき ②更新後の保険期間を含め、「上皮内新生物」によるがん診断給付金が支払われた後、「がん」によるがん診断給付金が支払われたとき ▶▶「がん」によるがん診断給付金が支払われた場合の更新の取扱いについては、 08 契約の更新・継続 [P.12~13]をご確認ください。
傷害特約	給付金のすべての通算支払限度に達したとき

法令等の改正に伴う給付金の支払事由などの変更

当社は、健康保険法、児童福祉法またはその他関連する法令等が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁への届出を行い、将来に向かって、つぎの給付金などの支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。

- ・がん通院給付金
- ・小児慢性特定疾患児治療一時金
- ・小児慢性特定疾患児疾病入院一時金

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金はありません。

05 保険料および保険料の払込方法

- 保険料は以下の被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
 - ・母子保障プランの場合：第二被保険者(母親)
 - ・子ども保障プランの場合：第一被保険者(子ども)
- 具体的な保険料については「保険料表」「申込画面」などをご確認ください。
 - ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(しくみ、保険期間、保険料払込期間など)** [P.02~05]をご確認ください。
 - ▶▶ 保険契約の更新について、詳しくは **08 契約の更新・継続** [P.12~13]をご確認ください。



- ・保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新・継続時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- ・保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。

払込方法

保険料の払込方法は「月払」のみとなります。

更新後の保険料払込み(傷害特約以外)

- 更新後の保険料は、更新日現在の以下の被保険者の満年齢、保険料率および保障内容によって決まります。
 - ・母子保障プランに更新する場合：第二被保険者(母親)
 - ・子ども保障プランに更新する場合：第一被保険者(子ども)
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。

継続後の保険料払込み(傷害特約)

- 継続後の保険料は、継続日現在の第一被保険者(子ども)の満年齢、保険料率によって決まります。
- 継続後の保険料は、継続日から継続後の保険期間満了日までお払込みいただきます。

06 保険料払込経路(契約日など)

- 保険料のお払込み方法は、口座振替またはクレジットカード払からお選びいただけます。
- 契約日：「**申込みおよび告知がともに完了した日**」の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 責任開始期(日)：【母子保障プランについて】
 - 第二被保険者(母親)の給付金などの保障開始は、申込みおよび告知がともに完了した日から1か月を経過した日の翌日となります。
保障開始までには、**申込みおよび告知がともに完了した日から「1か月の待ち期間」があります(更新後の契約には待ち期間はありません)**。
 - 第一被保険者(子ども)の給付金などの保障開始は、第一被保険者(子ども)が出生した時とします。【子ども保障プランについて】
保障開始は、申込みおよび告知がともに完了した時とします。
ただし、「がん診断給付金」「がん入院給付金」「がん通院給付金」の**がん(悪性新生物)および上皮内新生物の保障開始までには、申込みおよび告知がともに完了した日から「3か月の待ち期間」があります(更新後の契約には待ち期間はありません)**。

▶▶ 保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.20~21](#) をご確認ください。

07 お引受けの条件

- 被保険者が、すでに当社の保険に加入している場合はお申込みいただけません。
第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)それぞれ1証券のみご契約いただけます。
- 現在入院中の方、入院・手術を勧められている方はお申込みいただけません。
- 母子保障プランの第二被保険者(母親)は、妊娠週数に関係なくお申込みいただけます。
ただし、申込みおよび告知がともに完了した日の翌日から、その日を含めて1か月以内に出生した子どもは、「第一被保険者」となることはできません(保険契約の対象となりません)。
- 契約者は、**第一被保険者(子ども)の親権者**(父親、または母親＝第二被保険者)に限ります。
- 被保険者の健康状態などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

08 契約の更新・継続

■契約の更新について

- この保険の保険期間は1年で、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新 **+** 補足)されます(傷害特約を除きます)。更新しない場合は、保険期間満了日までにお申し込み完了後にご案内する「マイページ」より更新停止のお手続きをしてください。なお、更新後の契約には、更新日現在の約款が適用されます。また、給付金などの支払限度は、更新前に支払われた給付金などを通算して判定します。
- 09 保障プラン・コース変更の手続き [P.14] に記載しているパターンを除き、一部の特約のみの更新停止・減額はできません。

+ 補足

- ・第一被保険者(子ども)の年齢が満19歳まで更新することができます。
- ・母子保障プランの場合、第二被保険者(母親)の保障は、1回のみ更新することができます(3年目以降は更新できません)。
- ・更新後の保険契約については、保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。

■傷害特約の継続について

- 特約の保険期間は1年です。当社が承諾した場合、特約の保険期間満了日の翌日に特約は継続されます。ただし、継続後の特約の保険期間満了日翌日の年齢が20歳を超えるとときは継続できません。継続しない場合は、特約の保険期間満了日まで「マイページ」よりお手続きをしてください。
- 継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用されます。また、給付金の支払限度は、継続前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。

■更新・継続のしくみについて

【母子保障プラン 更新・継続イメージ】

1年目	2年目	3年目以降
	+ 傷害特約(*)	+ 傷害特約(*)
妊娠・出産後母子保障特約	①妊娠・出産後後遺症保障特約	更新できません
	②がん診断給付金特約Ⅱ型	②がん診断給付金特約Ⅱ型
	③がん・小児慢性特定疾患児保障特約	③がん・小児慢性特定疾患児保障特約
特別医療保障保険	特別医療保障保険	特別医療保障保険

(*) 2年目以降の更新時に、ご希望により付加(ケガ保障付きコースに変更)の申込みをすることができます。

- 「妊娠・出産後母子保障特約」は保険期間満了日まで契約者からのお申し出がない場合は、2年目の更新後は以下の3つの特約となります(①については、3年目以降の更新の取扱いはありません)。
①妊娠・出産後後遺症保障特約 ②がん診断給付金特約Ⅱ型 ③がん・小児慢性特定疾患児保障特約
ただし、この特約の保険期間中に以下の事由に該当したときには、取扱いが異なります。

事由	更新後の特約
第二被保険者(母親)が死亡したとき	②がん診断給付金特約Ⅱ型 ③がん・小児慢性特定疾患児保障特約
● 申込み時点において第二被保険者(母親)の胎児であった者が、以下のいずれかに該当したとき ・流産または死産により出生しなかったとき ・申込みおよび告知がともに完了した日の翌日からその日を含めて1か月以内に出産したとき ● 第一被保険者(子ども)が死亡したとき	①妊娠・出産後後遺症保障特約
「がん」によるがん診断給付金が支払われたとき	①妊娠・出産後後遺症保障特約 ③がん・小児慢性特定疾患児保障特約

- 「がん診断給付金特約Ⅱ型」については、「がん」によるがん診断給付金が支払われた場合、特約給付金の支払いの原因となった「がん」の診断確定日の属する保険期間の満了をもって終了とし、この特約は更新されません。ただし、「がん」と「上皮内新生物」両方の支払限度に達したときはこの特約は消滅します。
 - 「第一被保険者が支払事由に該当し得なくなった場合の特則」が適用された場合、3年目以降の更新の取扱いはありません。
- ▶▶ 詳しくは [約款](#) をご確認ください。

■ 自動更新後の保障内容(コース) について

ご加入の保障プラン・コースにより、自動更新となる保障プラン・コースが異なる場合があります。

- ・母子保障プランは、1年目の保険期間満了日までに契約者からお申し出がない場合は、保障内容が一部変更された2年目用のコースで自動更新となります。3年目以降は、第二被保険者(母親)の保障は終了し、第一被保険者(子ども)のみの保障として自動更新となります。
- ・子ども保障プランは、同じコースで自動更新となります。ただし、傷害特約は当社が承諾した場合に継続されます。

1年目		2年目		3年目以降	
プラン	コース	プラン	コース	プラン	コース
母子保障プラン(*1)	母・入院保障充実コース 母・入院給付金増額コース	母子保障プラン	母・入院給付金増額コース	子ども保障プラン	シンプルコース 充実コース(*2)
	基本コース		前年と同じコース		
子ども保障プラン	充実コース シンプルコース ケガ保障コース	子ども保障プラン	前年と同じコース	子ども保障プラン	前年と同じコース

(*1) 母子保障プランにおいて、「第二被保険者が支払事由に該当し得なくなった場合の特則」が適用された場合、1年目の保険期間中に子ども保障プラン「シンプルコース」と同じ保障内容に変更となります。2年目更新は、子ども保障プラン「シンプルコース」で自動更新となります。

(*2) 2年目にケガ保障付きコースに変更した場合、3年目以降は子ども保障プラン「充実コース」で自動更新となります。

- ▶▶ 保障プラン・コースの内容については、「パンフレット」および [02 契約内容\(しくみ、保険期間、保険料払込期間など\)](#) [P.02~05](#) をご確認ください。

また、保険契約を更新するときに限り、所定の保障プラン・コースに変更することができます。

- ▶▶ 保障プラン・コースの変更については、[09 保障プラン・コース変更の手続き](#) [P.14](#) をご確認ください。

09 保障プラン・コース変更の手続き

- 保険契約を更新するときに限り、下表の保障プラン・コースへの変更を取扱います。
- 保障プラン・コースを変更する場合は、保険期間満了日までに「マイページ」からお申し出ください。
その場合、更新後の保険料は、更新日現在の以下の被保険者の満年齢、保険料率および保障内容によって決まります。
 - ・母子保障プランに更新する場合：第二被保険者(母親)
 - ・子ども保障プランに更新する場合：第一被保険者(子ども)

■ 初回更新時(1年目から2年目)

変更前		変更後	
プラン	コース	プラン	コース
母子保障プラン	母・入院保障充実コース 母・入院給付金増額コース	母子保障プラン	母・入院給付金増額コース(ケガ保障付き) 基本コース 基本コース(ケガ保障付き)
	基本コース	子ども保障プラン	充実コース シンプルコース
		母子保障プラン	基本コース(ケガ保障付き)
子ども保障プラン	充実コース	子ども保障プラン	充実コース シンプルコース
	シンプルコース		シンプルコース ケガ保障コース
	ケガ保障コース	変更のお取扱いはありません	

■ 2回目の更新時(2年目から3年目)※第二被保険者(母親)の保障は2年目で終了します。

変更前		変更後	
プラン	コース	プラン	コース
母子保障プラン	母・入院給付金増額コース 基本コース	子ども保障プラン	充実コース
	母・入院給付金増額コース(ケガ保障付き) 基本コース(ケガ保障付き)		シンプルコース ケガ保障コース
子ども保障プラン	充実コース		シンプルコース ケガ保障コース
	シンプルコース	充実コース	
	ケガ保障コース	変更のお取扱いはありません	

■ 3回目以降の更新時(3年目以降)

変更前		変更後	
プラン	コース	プラン	コース
子ども保障プラン	充実コース	子ども保障プラン	シンプルコース ケガ保障コース
	シンプルコース		充実コース
	ケガ保障コース	変更のお取扱いはありません	

▶▶ 保障プラン・コースの内容については、「パンフレット」および **02 契約内容(しくみ、保険期間、保険料払込期間など)** [P.02~05] をご確認ください。

● 相談・照会・苦情について ●

少額短期保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)日本少額短期保険協会です。

▶▶ 詳しくは **注意喚起情報 P.25** をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**約款**」を必ずお読みください。

01

少額短期保険業者の業務内容

契約者等の保護の観点から、
保険業法等に基づく規制があります。

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく規制があります。

- ①お引受けできる保険は、保険期間が法令で定められた期間^(※1)以下、保険金額が法令で定められた金額^(※2)以下となります。
- ②1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の合計は1,000万円^(※3)が上限となります。
- ③1契約者についてお引受けできる保険金額の総額は、法令で定める金額^(※4)が上限となります。

(※1) 第一分野(死亡保険等)、第三分野(医療保険等)は1年、第二分野(損害保険)は2年

(※2) 1被保険者についてお引受けできる保険金額が保険種類によって定められており、医療保険を含む第三分野商品は通算80万円

(※3) 保険種類によっては2,000万円

(※4) 保険種類によって定められており、医療保険を含む第三分野商品は通算8,000万円

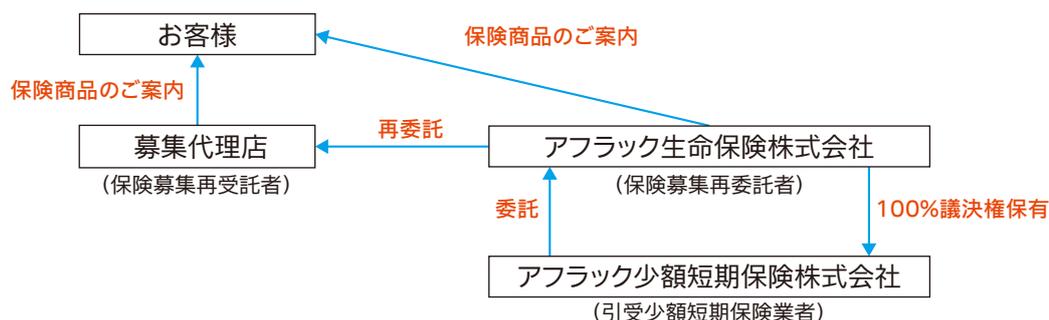
02

保険募集の委託・再委託

当社はアフラック生命へ保険募集を委託し、アフラック生命が業務委託を行う代理店へ保険募集を再委託します。

アフラック生命が業務委託を行う代理店への再委託の場合の販売体制を表していますが、当社は直接保険募集を行う他、アフラック生命以外にも保険募集を委託する場合があります。

●販売体制



●引受少額短期保険業者、募集再委託者、募集再受託者の役割

アフラック 少額短期保険 株式会社	引受少額短期保険業者 (保険募集委託者)	<ul style="list-style-type: none"> 保険商品を提供する少額短期保険業者であり、少額短期保険の引受けおよび給付金などのお支払いを行います。 また、保険募集再委託者であるアフラック生命および保険募集再受託者である募集代理店の指導・管理等を行います。
アフラック 生命保険 株式会社	保険募集再委託者 (保険募集受託者)	<ul style="list-style-type: none"> アフラック少額短期保険の100%親会社であり、アフラック少額短期保険より委託を受けて、募集代理店として少額短期保険契約締結の媒介を行います。また、募集代理店と業務再委託契約を結び、少額短期保険の募集における募集代理店の教育・指導を行います。
募集代理店	保険募集再受託者	<ul style="list-style-type: none"> アフラック生命より再委託を受けて、少額短期保険契約締結の媒介を行います。

🔄補足

アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、健康状態等を口頭でお話しされても告知したことはありません。

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者(第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親))または給付金等の受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力^(※1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。

04

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、「ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日」からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込みの**撤回**  またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回等の方法】

郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類 |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

〈郵送先〉

〒182-8006
東京都調布市小島町2-33-2 アフラックスエア1F
アフラック少額短期保険株式会社
撤回担当行

なお、郵便に代えて、電子メールによりお申し出いただくこともできます。

お申込者またはご契約者のメールアドレスへお申し出用のフォームをお送りいたしますので、下記の当社問い合わせ窓口までご連絡ください。

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始にお申込みの撤回等の期限が到来する場合は、期限到来後に迎える当社の最初の営業日まで期限を延長します。なお、受付時間に変更はありません。)

アフラック少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無 料

0120-558-075

受付
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～18:00
※祝日・年末年始を除きます。

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること

正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方で、子ども保障プランの第一被保険者(子ども)および母子保障プランの第二被保険者(母親)をさします)には、健康状態などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを入力(告知)してください。**
- アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことはありません。**

補足

当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- お申込みをお断り



「告知義務違反」がある場合、 ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による**解除** **用語**に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消などにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させること

06

保障の開始

一部の保障については、申込日から保障の開始まで待ち期間があります。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

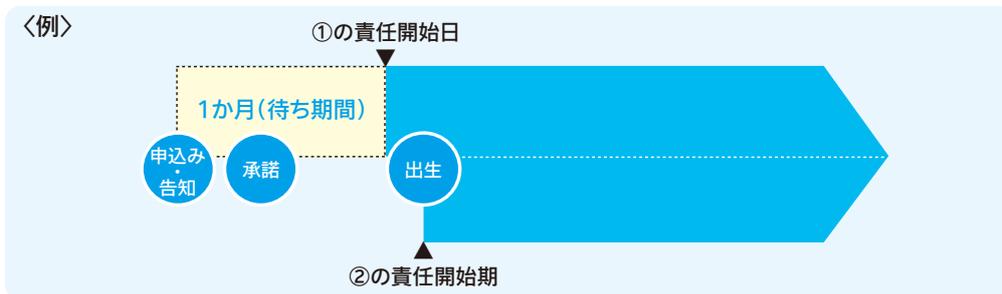
■ 母子保障プランについて

第二被保険者(母親)の保障には、「責任開始日」までの1か月の待ち期間があります。例えば、予定よりも出産が早まり、待ち期間中に出産した場合、切迫早産や帝王切開などを原因とする入院は、支払対象となりません。当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

● 責任開始期(日)

	保障の対象者	責任開始期(日)
①	第二被保険者(母親)の保障	「申込みおよび告知がともに完了した日」から1か月を経過した日の翌日(*1)
②	第一被保険者(子ども)の保障	出生した時

(*1)「1か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「1か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。



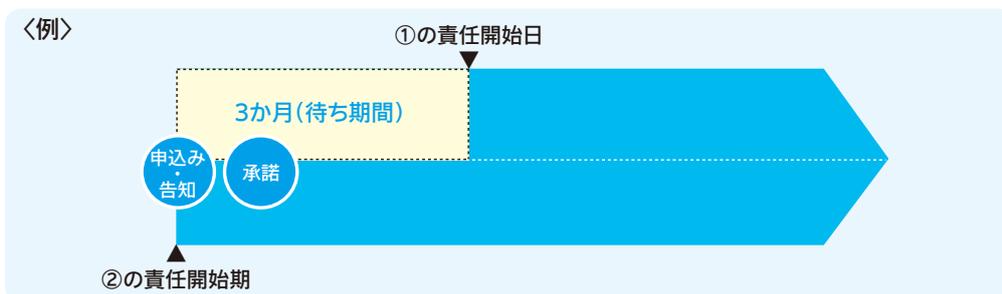
■ 子ども保障プランについて

がん(悪性新生物)および上皮内新生物の保障には、「責任開始日」までの3か月の待ち期間があります。当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

● 責任開始期(日)

	保障の種類	責任開始期(日)
①	がん(悪性新生物)および上皮内新生物の保障	「申込みおよび告知がともに完了した日」から3か月を経過した日の翌日(*2)
②	上記①以外の保障	申込みおよび告知がともに完了した時

(*2)「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。



■ 保障プラン・コース変更時に「傷害特約」を付加する場合

保険契約の更新時に保障プラン・コースの変更をお申し出いただき、当社が承諾した場合は、「傷害特約」を付加することができます。

更新時に付加した「傷害特約」の責任開始日は、付加する直前の保険契約の保険期間満了日の翌日となります。

⊕ 補足

アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

07

お支払いできない場合

給付金などをお支払いできないことがあります。

- **責任開始期(日)より前**に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
- 子ども保障プランの「がん診断給付金特約Ⅱ型」「がん・小児慢性特定疾患児保障特約」の**責任開始日より前**に「がん(悪性新生物)」「上皮内新生物」と診断確定された場合
※「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合には、「がん診断給付金特約Ⅱ型」は無効となります。ただし、「がん・小児慢性特定疾患児保障特約」は「がん(悪性新生物)」の診断確定の日からその日を含めて6か月以内に契約者からのお申し出により無効となります。
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が無効または失効**  している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- **給付金などを詐取る目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- **免責事由に該当**した場合
〈例〉原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
上記以外にも、給付金などをお支払いできない場合や給付金などを削減してお支払いする場合などがあります。
▶▶ 詳しくは **契約概要** P.05~10、**10 保険料・給付金額の変更等** P.23 をご確認ください。

用語

● 「失効」とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

08

給付金などのご請求

給付金などのご請求の際は、 当社へご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。**

アフラック少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無料

0120-558-075

受付
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～18:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.05～10** のほか、**約款** をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。
▶▶ 詳しくは **約款** 「指定代理請求特約」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

➕ 補足

契約者の連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)を変更された場合は、必ずご連絡ください。
お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

09

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**
- ▶▶ 詳しくは [約款](#) 「保険料の払込および猶予期間」と「猶予期間満了による保険契約の無効および失効」をご確認ください。
- **ご契約復活の取扱いはありません。**
- 保険契約の更新・継続時や保険期間中に、保険料の増額を行うことがあります。
- ▶▶ 詳しくは [10](#) [保険料・給付金額の変更等](#) をご確認ください。

10

保険料・給付金額の変更等

所定の状況変更が発生したときは、保険料の増額や給付金などの減額を行う場合があります。

- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新・継続時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 給付金などの支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金などを削減して支払うことがあります。
- 更新・継続後の保険契約については、保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。
- 「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ポヤージュ」が不採算となった場合、保険契約更新・継続のお引受けを停止することがあります。

11

税法上の取扱い

保険料は生命保険料控除の対象になりません。

ご契約者(保険料負担者)がお払込みになった保険料は、所得税法上、生命保険料控除の対象にはなりません。

12

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

現在ご契約の保険契約(生命保険会社の保険契約を含む)を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです(「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ポヤージュ」には解約払戻金はありません)。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります**(「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ポヤージュ」には配当金はありません)。
- 新たな保険契約の責任開始期を起点として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。

▶▶詳しくは **05 告知義務** (P.19) をご確認ください。



健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

13

少額短期保険業者の業務または財産の状況が変化した場合

当社は「保険契約者保護機構」の加入対象ではありません。

少額短期保険業者は、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象ではなく、同機構による資金援助等の措置はありません。また、破綻会社にかかる保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

ただし、破綻した場合の損失の補填や資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに決算期ごとに供託金を法務局に差し入れています。

14

支払時情報交換制度

当社は「支払時情報交換制度」に参加しています。

当社は、(一社)日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払い、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、支払時情報交換制度に基づき、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。

※支払時情報交換制度の詳細および参加会社については、

(一社)日本少額短期保険協会のホームページ([URL https://www.shougakutanki.jp/](https://www.shougakutanki.jp/))をご確認ください。

15

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社問い合わせ窓口または募集代理店にご連絡ください。

アフラック少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無料 0120-558-075

受付
時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

- (一社)日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」でも、少額短期保険全般に関する相談・照会・苦情をお受けしています。
- 少額短期ほけん相談室は、公正かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解のあっせん・解決を支援します。また、原則として1か月を経過しても未解決の案件については、契約者または少額短期保険業者の申し立てにより「裁定委員会」を開催し、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 日本少額短期保険協会」です。
[URL https://www.shougakutanki.jp/](https://www.shougakutanki.jp/)

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

フリーダイヤル 0120-82-1144

FAX 03-3297-0755

その他重要事項

1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2 ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**約款**」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 医療費助成制度

お子さまが医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。

一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

アフラック少短における「がん(悪性新生物)」「上皮内新生物」の定義は、WHO(世界保健機関)が定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定に基づきます。

WHOが定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定は定期的に改訂されており、近年は「上皮内新生物」に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

04 「小児慢性特定疾病」について

小児慢性特定疾病とは、以下①②③④すべての条件を満たし、厚生労働大臣が定める子どもの慢性疾患のことをいいます。

16疾患群788疾病(包括的病名を除く)が対象疾病として定められています(2024年12月現在)。

- ① 慢性に経過する疾病であること
- ② 生命を長期に脅かす疾病であること
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

■16疾患群について

1	悪性新生物	5	内分泌疾患	9	血液疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
2	慢性腎疾患	6	膠原病	10	免疫疾患	14	皮膚疾患
3	慢性呼吸器疾患	7	糖尿病	11	神経・筋疾患	15	骨系統疾患
4	慢性心疾患	8	先天性代謝異常	12	慢性消化器疾患	16	脈管系疾患

■小児慢性特定疾病の例

- ・成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものを除く。)
- ・1型糖尿病
- ・点頭てんかん(ウエスト症候群)
- ・微小変化型ネフローゼ症候群
- ・潰瘍性大腸炎
- ・心室中隔欠損症
- ・前駆B細胞急性リンパ性白血病
- ・先天性甲状腺機能低下症
- ・ファロー四徴症
- ・若年性特発性関節炎
- ・気道狭窄
- ・IgA腎症 など
- ・バセドウ病
- ・胆道閉鎖症
- ・ゴナドトロピン依存性思春期早発症
- ・ターナー症候群

小児慢性特定疾病対策の対象となる疾病は見直されることがあります。

対象となる疾病は、「小児慢性特定疾病情報センター」「厚生労働省」のホームページをご確認ください。

【小児慢性特定疾病情報センター ホームページ】

URL <https://www.shouman.jp/disease/>

傷害特約

身近なケガの保障
契約年齢:0歳~満19歳

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

もくじ

契約概要

P.29~32

- 01 「傷害特約」の特長 29
- 02 契約内容(しくみ、保険期間、保険料払込期間など) 29
- 03 給付金などのお支払い 29
- 04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金 30
- 05 保険料および保険料の払込方法 30
- 06 保険料払込経路(契約日など) 31
- 07 お引受けの条件 31
- 08 契約の継続 32

注意喚起情報

P.33~37

- 01 少額短期保険業者の業務内容 33
- 02 保険募集の委託・再委託 33
- 03 反社会的勢力に該当する場合 33
- 04 お申込みの撤回または解除 34
- 05 告知義務 34
- 06 保障の開始 35
- 07 給付金などをお支払いできない場合 35
- 08 給付金などのご請求 35
- 09 ご契約の無効および失効 36
- 10 保険料・給付金額の変更等 36
- 11 税法上の取扱い 36
- 12 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し 36
- 13 少額短期保険業者の業務または財産の状況が変化した場合 37
- 14 支払時情報交換制度 37
- 15 相談・照会・苦情の窓口 37

その他重要事項

P.38

- 01 個人情報の取扱い
(契約者および被保険者の皆様へ) 38
- 02 医療費助成制度 38

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

約 款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**約款**」をご確認ください。

01 「傷害特約」の特長

- 「傷害特約」はご契約中の「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」の第一被保険者(子ども)の保障として、付加できる特約です。
- 「傷害特約」は、お子さまのケガによる通院などを保障します。

02 契約内容(しくみ、保険期間、保険料払込期間など)

■傷害特約は主契約「特別医療保障保険」の2年目以降の更新時に限り、付加(ケガ保障付きコースに変更)できます。既に傷害特約を付加されている場合は、お申込みできません。

■販売名称・保険期間・契約年齢などについて

販売名称/正式名称	給付金名称	保険期間・保険料払込期間	契約年齢
傷害特約	特定損傷給付金	1年	0歳～満19歳 (満19歳まで 継続 可能)
	災害通院給付金		

▶▶**継続**について、詳しくは **08 契約の継続** [P.32] をご確認ください。

●特約のみを解約・減額することはできません。

■被保険者について

「被保険者」とは 保険契約の保障の対象となる人のことをいいます。傷害特約の保障の対象となるのは、第一被保険者(子ども)です。

■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」が付加されている場合、特約をお引き受けしても紙の「更新通知書」は発行せず、「マイページ」にて、ご契約の内容を表示します。

03 給付金などのお支払い

- 具体的な支払額については「パンフレット」「申込画面」などをご確認ください。

支払事由などについて、詳しくは **約款 をご確認ください。**



●保険期間(1年)の通算支払限度額は、第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)それぞれ80万円です。第一被保険者(子ども)はご契約中の「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」と傷害特約の支払額を合算します。通算支払限度額に達した場合、その保険期間中の超過分はお支払いできません。

なお、第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)に対する給付金などの支払額が、いずれも保険期間(1年)の通算支払限度額に達した場合、次の払込期月から保険期間満了日までの間の保険料はお払込みいただく必要はありません。

- 保険契約が更新・継続された場合には、保険期間(1年)の通算支払限度額が復元されます。
- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新・継続時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 給付金などの支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金などを削減して支払うことがあります。

▶▶詳しくは **約款** をご確認ください。

特約名称	対象となる被保険者	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
傷害特約	第一被保険者(子ども)	特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	1回につき 5万円	<ul style="list-style-type: none"> 同一の事故によるお支払いは1回のみ 継続後の保険期間を含め、通算10回
		災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	1日につき 3,000円	<ul style="list-style-type: none"> 同一の事故による通院について30日 継続後の保険期間を含め、通算180日

保障内容に関する注意事項 ▶▶詳しくは [約款](#) をご確認ください。

■ 特定損傷給付金

✕ 支払対象外 軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼

■ 災害通院給付金

✕ 支払対象外

- ・ 平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院
- ・ 治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院

・ 同一の日に2回以上通院をした場合、または2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をした場合には、災害通院給付金は **重複してお支払いしません。**

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

傷害特約	給付金のすべての通算支払限度に達したとき
------	----------------------

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金はありません。

05 保険料および保険料の払込方法

- 保険料は第一被保険者(子ども)の特約の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 保険料については、「パンフレット」「申込画面」などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは [02 契約内容\(しくみ、保険期間、保険料払込期間など\)](#) [P.29](#) をご確認ください。



・ 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより継続時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。

・ 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。

払込方法

- 保険料の払込方法は「月払」のみとなります。
- 主契約「特別医療保障保険」と同一のお支払い方法で、特約保険料をプラスしてお支払いいただきます。

継続後の保険料払込み

- 継続後の保険料は、継続日現在の第一被保険者(子ども)の満年齢、保険料率によって決まります。
- 継続後の保険料は、継続日から継続後の保険期間満了日までお支払いいただきます。

06 保険料払込経路(契約日など)

- 傷害特約の保険料のお払込み方法は、主契約「特別医療保障保険」と同一のお払込み方法(口座振替またはクレジットカード払)となります。
 - 特約の契約日：傷害特約の契約日は、この特約を付加する直前の保険契約の保険期間満了日の翌日となります(この日の満年齢で保険料が決まります)。
 - 責任開始期(日)：保障の開始は、傷害特約を付加する直前の保険契約の保険期間満了日の翌日となります。
- ▶▶ 保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.35](#) をご確認ください。

07 お引受けの条件

- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。
- 既に傷害特約を付加されている場合は、お申込みいただけません。
- 現在入院中の方はお申込みいただけません。
- 特約付加のお申込みをするときの第一被保険者(子ども)の年齢が満15歳以上で就業している場合は、第一被保険者(子ども)の職業の告知が必要となります。傷害特約をお引受けできるのは、下表の「職業分類」に該当しない職業です。ご職業によっては、ほかの契約者との公平を保つため、ご契約をお断りする場合があります。

ご契約をお引受けできない職業分類(2024年12月現在)

職業分類	職業の例
無職	無職、ボランティア、家事手伝い(男性)、失業者、ニート、就職活動中、就職浪人、求職中、職業訓練校生
日雇、季節労働者	日雇、季節労働者
一部の農林水産の現場作業	山林現場作業(育林、伐木、造材)、船舶が500トン未満の漁師・漁船乗務員、海藻採取者、貝類採取者、海女
一部の採掘の現場作業	石材・土砂採取作業、金属鉱業作業、石炭・亜炭鉱業作業
一部の建築・建設の現場作業	建設機械運転者、基礎工、型枠大工、とび工、ログビルダー(ログハウス建築者)、鉄骨工、鉄筋工、解体工、大工、ブロック積工、屋根ふき工、左官建築板金工、エレベーター据付・修理者、ガス溶接工、電気溶接工、建築溶接工、上下水道工事者、地下鉄工事者、トンネル掘削工事者、土木工事者、建設工事道路工事者、舗装作業、その他高所作業
一部の輸送用機械器具製造	船舶製造者、造船作業従事者
一部の電気の現場作業	電気工事の高所作業、外線電気、送電線架線工、高圧線・送電線・配電線作業
一部の道路旅客輸送・道路貨物輸送、水運、海洋、航空輸送、運送付帯	赤帽、運転助手、運転代行、貨物自動車運転手、タクシー運転手、宅配便運転手、トラック運転手、バイク便・ハイヤー運転手、引越作業員、船舶が1,000トン未満の航海・船舶機関士・船舶乗務員、定期航空路線以外のパイロット・航空機操縦士・客室乗務員、観光用・商業用・宣伝用航空機搭乗員、ヘリコプター乗務員、沖仲士、港湾荷役作業員、陸上荷役、陸仲士
一部の衛生サービス(清掃業・廃棄物処理業)	産業廃棄物処理技術者、ビル窓拭き作業、産業廃棄物のリサイクル・ごみ収集者
一部の国防に関わる仕事	空挺隊員、自衛隊航空機搭乗員、戦闘機パイロット
一部の安全サービス	ガードマン、警備員、交通誘導員、守衛
生命保険会社職員	生命保険会社役員(アフラックグループ役員を除く)
爆発物取扱	爆破作業員、煙火工、火薬工、爆発物製造従事者、花火製造従事者
サルベージ、潜水	サルベージ従事者、潜水作業、ダイバー
飛行機・車のテスト	テストパイロット、テストドライバー
大道芸・曲芸、スタント、サーカス	大道芸人、曲芸師、スタントマン、サーカス団員、調教師(猛獣)
固定店舗を持たない卸・販売	ちり紙交換員、屋台店員(車上販売によるものを除く)、露天商、移動販売(車上販売によるもの)経営者・従業員、行商
固定店舗を持たない占い・予想	占い師、易者、予想屋
風俗関係	風俗営業経営者・従事者、呼込み、ラブホテル経営者・従業員、レジャーホテル経営者・従業員
以下に該当する職業スポーツ(プロ・実業団) 武道、格闘技、激しい接触を伴う競技、スキー・スノーボード、モータースポーツ、自転車競技、パラグライダー	柔道家、格闘家、相撲力士、プロボクサー、プロレスラー、アイスホッケー選手、ラグビー選手、アメリカンフットボール選手、プロ競技スキーヤー、プロスノーボーダー、レーサー、パラグライダーインストラクター
山岳の登山、探検	山岳ガイド、探検家、冒険家
公営競技、競走馬の調教	競艇選手、競輪選手、競馬騎手、調教師(競走馬)

08 契約の継続

■ 傷害特約の継続について

- 特約の保険期間は1年です。当社が承諾した場合、特約の保険期間満了日の翌日に特約は継続されます。継続を希望されない場合は、特約の保険期間満了日までに「マイページ」よりお手続きが必要となります。また、継続後の特約の保険期間満了日翌日の年齢が20歳を超えるときは継続できません。

<特約の継続をお取扱いしない場合の例>

当社にご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合や、受傷状況に照らして、ご通院の日数が多い場合は特約の継続をお取扱いしません。

なお、これらは代表的な事例をあげたものです。認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

- 継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用されます。
また、給付金の支払限度は、継続前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。

● 相談・照会・苦情について ●

少額短期保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)日本少額短期保険協会です。

▶▶ 詳しくは [注意喚起情報 P.37](#) をご確認ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**約款**」を必ずお読みください。

01 少額短期保険業者の業務内容

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく規制があります。

①お引受けできる保険は、保険期間が法令で定められた期間^(※1)以下、保険金額が法令で定められた金額^(※2)以下となります。

②1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の合計は1,000万円^(※3)が上限となります。

③1契約者についてお引受けできる保険金額の総額は、法令で定める金額^(※4)が上限となります。

(※1) 第一分野(死亡保険等)、第三分野(医療保険等)は1年、第二分野(損害保険)は2年

(※2) 1被保険者についてお引受けできる保険金額が保険種類によって定められており、医療保険を含む第三分野商品は通算80万円

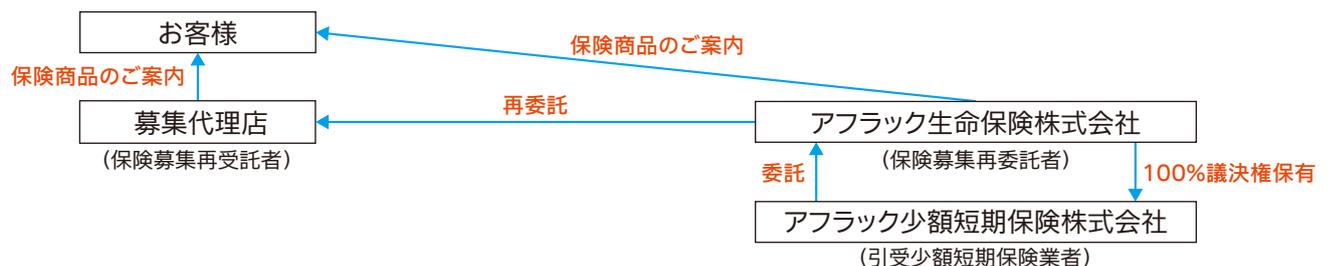
(※3) 保険種類によっては2,000万円

(※4) 保険種類によって定められており、医療保険を含む第三分野商品は通算8,000万円

02 保険募集の委託・再委託

アフラック生命が業務委託を行う代理店への再委託の場合の販売体制を表していますが、当社は直接保険募集を行う他、アフラック生命以外にも保険募集を委託する場合があります。

●販売体制



●引受少額短期保険業者、募集再委託者、募集再受託者の役割

アフラック少額短期保険株式会社	引受少額短期保険業者 (保険募集委託者)	<ul style="list-style-type: none">保険商品を提供する少額短期保険業者であり、少額短期保険の引受けおよび給付金などのお支払いを行います。また、保険募集再委託者であるアフラック生命および保険募集再受託者である募集代理店の指導・管理等を行います。
アフラック生命保険株式会社	保険募集再委託者 (保険募集受託者)	<ul style="list-style-type: none">アフラック少額短期保険の100%親会社であり、アフラック少額短期保険より委託を受けて、募集代理店として少額短期保険契約締結の媒介を行います。また、募集代理店と業務再委託契約を結び、少額短期保険の募集における募集代理店の教育・指導を行います。
募集代理店	保険募集再受託者	<ul style="list-style-type: none">アフラック生命より再委託を受けて、少額短期保険契約締結の媒介を行います。

⊕補足

アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、健康状態等を口頭でお話しされても告知したことはありません。

03 反社会的勢力に該当する場合

●契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。

04 お申込みの撤回または解除

- お申込者またはご契約者は、「特約の申込日または告知日のいずれか遅い日」(告知がない場合は「特約の申込日」)からその日を含めて**8日以内**であれば、特約のお申込みの**撤回**  または特約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類 |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

〈郵送先〉

〒182-8006

東京都調布市小島町2-33-2 アフラックスエア1F
アフラックス少額短期保険株式会社 撤回担当

なお、郵便に代えて、電子メールによりお申し出いただくこともできます。

お申込者またはご契約者のメールアドレスへお申し出用のフォームをお送りいたしますので、下記の当社問い合わせ窓口までご連絡ください。

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始にお申込みの撤回等の期限が到来する場合は、期限到来後に迎える当社の最初の営業日まで期限を延長します。なお、受付時間に変更はありません。)

アフラックス少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無 料

0120-558-075

受付
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～18:00

※祝日・年末年始を除きます。

05 告知義務

- 特約付加のお申込みをするときの第一被保険者(子ども)の年齢が満15歳以上で就業している場合は、第一被保険者(子ども)の職業の告知が必要となります。
- 正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- アフラックス生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

⊕補足

当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、**責任開始日から2年以内のとき**
 - 責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合
- 上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。

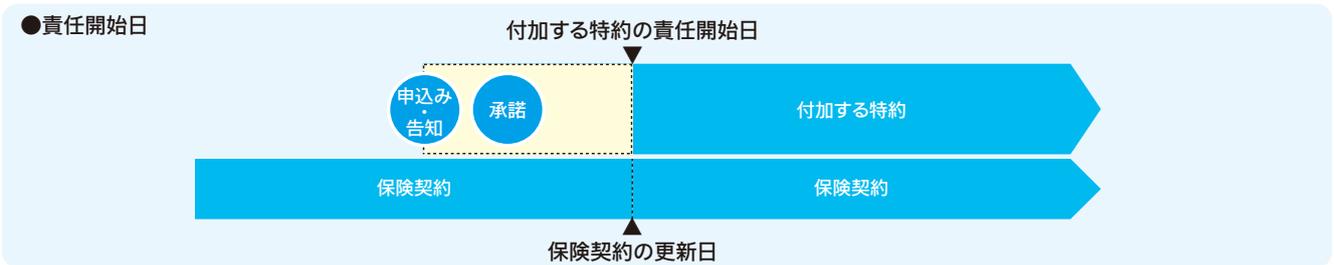
上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による**解除**  に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること
- 「解除」とは
保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させること

06 保障の開始

傷害特約を付加する直前の保険契約の保険期間満了日の翌日(保険契約の更新日)から保障が開始されます。**この特約の保障を開始する日を「責任開始日」と**いいます。この特約の「責任開始日」は、この特約の申込および告知がともに完了した後に到来する、保険契約の更新日と同じ日になります。



補足

アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

07 給付金などをお支払いできない場合

- 責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合。
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が無効または失効 している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合

〈例〉原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの

上記以外にも、給付金などをお支払いできない場合や給付金などを削減してお支払いする場合などがあります。

▶詳しくは [契約概要 P.29~30](#)、[10 保険料・給付金額の変更等 P.36](#) をご確認ください。

08 給付金などのご請求

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。

アフラック少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無料

0120-558-075

受付
時間

[月曜日~金曜日] 9:00~18:00

※ 祝日・年末年始を除きます。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
 - 支払事由については [契約概要 P.29~30](#) のほか、[約款](#) をご確認ください。
 - 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。
- ▶詳しくは [約款](#) 「指定代理請求特約」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

補足

契約者の連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)を変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができない場合があります。

用語

- 「失効」とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

09 ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**
- ▶ 詳しくは **約款** 「保険料の払込および猶予期間」と「猶予期間満了による保険契約の無効および失効」をご確認ください。
- **ご契約復活の取扱いはありません。**
- 特約の継続時や保険期間中に、保険料の増額を行うことがあります。
- ▶ 詳しくは **10 保険料・給付金額の変更等** をご確認ください。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎ、主契約「特別医療保障保険」が失効したときは、この特約も同時に失効します。なお、この特約を復活することはできませんので、ご注意ください。

10 保険料・給付金額の変更等

- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新・継続時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 給付金などの支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金などを削減して支払うことがあります。
- 更新・継続後の保険契約については、保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。
- 「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ポヤージュ」が不採算となった場合、保険契約更新・継続のお引受けを停止することがあります。

11 税法上の取扱い

ご契約者(保険料負担者)がお払込みになった保険料は、所得税法上、生命保険料控除の対象にはなりません。

12 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

現在ご契約の保険契約(生命保険会社の保険契約を含む)を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです(「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ポヤージュ」には解約払戻金はありません)。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります**(「アフラック少短のはぐくむ子育て保険 ポヤージュ」には配当金はありません)。
- 新たな保険契約の責任開始期を起点として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。
- ▶ 詳しくは **05 告知義務 [P.34]** をご確認ください。



健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

13 少額短期保険業者の業務または財産の状況が変化した場合

少額短期保険業者は、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象ではなく、同機構による資金援助等の措置はありません。また、破綻会社にかかる保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

ただし、破綻した場合の損失の補填や資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに決算期ごとに供託金を法務局に差し入れています。

14 支払時情報交換制度

当社は、(一社)日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払い、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、支払時情報交換制度に基づき、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。

※支払時情報交換制度の詳細および参加会社については、

(一社)日本少額短期保険協会のホームページ([URL https://www.shougakutanki.jp/](https://www.shougakutanki.jp/))をご確認ください。

15 相談・照会・苦情の窓口

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社問い合わせ窓口または募集代理店にご連絡ください。

アフラック少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無料

0120-558-075

受付
時間

【月曜日～金曜日】 9:00～18:00

※ 祝日・年末年始を除きます。

- (一社)日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」でも、少額短期保険全般に関する相談・照会・苦情をお受けしています。
- 少額短期ほけん相談室は、公正かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解のあっせん・解決を支援します。また、原則として1か月を経過しても未解決の案件については、契約者または少額短期保険業者の申し立てにより「裁定委員会」を開催し、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 日本少額短期保険協会」です。

[URL https://www.shougakutanki.jp/](https://www.shougakutanki.jp/)

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

フリーダイヤル

0120-82-1144

FAX

03-3297-0755

その他重要事項

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認ください**補足的情報をまとめています。

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**約款**」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 医療費助成制度

お子さまが医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。